

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年6月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条税務部の款税制課の項第13号中「及び第2行政不服審査会」を「第2行政不服審査会及び住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」に改める。

第13条まち再生・創造推進室の款第9号中「空き家等対策協議会」の右に「及び京町家保全・活用委員会」を加え、同条歩くまち京都推進室の款第8号中「京北区域過疎地有償運送運営協議会及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)